

指定調査機関の指定の審査基準

第1 根拠法令

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）

第29条、第30条、第31条、第33条

土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号）第1条、第2条、第4条

第2 審査基準

- 1 法第30条の欠格条項に該当しないこと。
- 2 法第31条の指定の基準に適合できること。
- 3 法第33条の技術管理者を設置していること。

第3 標準処理期間

30日とする。